

# 一般事業主行動計画

継続就業者が増えるよう妊娠出産復帰及び介護時における支援に取り組むため次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

内容

目標1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を継続的に行う。

[目標を達成するための対策とその実施時期]

平成27年4月1日～

制度に関するパンフレットを社員に配布

制度変更等を継続的に情報提供を行なう。

目標2： 介護休業制度の周知を行う。

[目標を達成するための対策とその実施時期]

平成27年4月1日～

制度に関するパンフレットを社員に配布

制度変更等を継続的に情報提供を行なう。



名古屋港木材倉庫株式会社